

北海道の印刷

PRINTING INDUSTRY IN HOKKAIDO

第706号 [Website] <http://www.print.or.jp>
[E-mail] info@print.or.jp

3
2015
平成27年
3月10日発行

INDEX

印刷燦燦	3
「平成26年度補正ものづくり・商業・サービス革新補助金」公募案内	4・5
全国青年印刷人協議会 第28回全国協議会	6
全印工連CSR第9回認定案内	7
パートタイム労働法改正案内	8・9
叙勲受章者	10
業界のうごき	10

[表紙] 摩周湖 (3月：川上郡弟子屈町)

北海道印刷工業組合

〒064-0808 札幌市中央区南8条西6丁目1036番地
TEL.011-562-6070/FAX.011-562-6072

UD
FONT
by MORISAWA

100%
古紙100%再生紙

VEGETABLE
OIL INK

OPEN PRINTING ALL
P-010129
北海道印刷工業組合
社団法人北海道印刷工業協会

CSR

この印刷物は、CSRに
取り組む印刷会社が製作
した印刷物です。

P-00023

印刷 燦 燦

急がば回れ

年の瀬も押し詰まった昨年11月、安倍第二次改造内閣が解散した。消費税増税について世論の審判を受けるという大義の下での解散である。安倍第二次政権発足後3本の矢を持ってデフレから脱却し、経済を再生させ、日本全国津々浦々まで好景気を実感してもらう…大きな期待の下、全国民が一国のリーダーの言葉を信じ、肌で実感できる高揚感を待ち続けているのである。

ところで、アベノミクスさんは今どのあたりまで来ているのだろうか？

まだ来ない、まだ来ないと、待ち続けているのは私だけであろうか？

報道によると、輸出産業を中心とした大企業は活況を呈し、あのリーマンショック直前の好景気さえも凌ぐ勢いだという。

印刷業界を取り巻く環境は大きく様変わりし、その変化に順応できない会社は淘汰される。起死回生を狙う戦略や緻密性のない無計画な設備投資は、得てして逆の結果を生み出しかねない。正に表裏にリスクを抱えた爆弾になりかねないのである。

年末年始 暇に任せて、勝利を熱望する人たちが読み継いできたという、非常に含蓄のある書「孫子の兵法」を読んだ。

孫子は「不敗」こそが一番大切なことだ…と説いている。

戦うのは、有利な時だけ、100%の勝利を確信出来る時だけ、それ以外はどうか。

やめる勇気を出して逃げることに専念する、逃げても粘り続けていれば必ず勝機は訪れる。「生き残れ、必ず生き残れ、そうすれば必ずチャンスはある」…。不利な時のがむしゃらな勇気は敵の餌食になるだけと切り捨てている。果報は寝て待て…という事なのだろうか？

いやいや、ただ何もせず寝て待っているだけでは、末路は自ずと見えてくる。

先が見通せない不透明な時代、とかく気持ちが急いで、拙速な挑戦に走りがちになる。

先を争って完全勝利を目指すのではなく、腰を据え、地に足をつけて完全敗北の罠にはまらない方向性を探る事も一つの生き方である。目指すところとは反対方向へ歩を進め、尚且つ歩みは遅いかもしれないが着実に成果を積み上げていけば、その向こう側には望むべき結果が待ち受けているのではないか？そんな気がしてきた。

アベノミクスの追い風が期待できない以上、今吹いている風に身を任せながら着実な半歩を積み重ねていこう…「急がば回れ」である。

北海道印刷工業組合理事 中村裕一

中村印刷株式会社 代表取締役

「平成26年度補正ものづくり・商業・サービス革新補助金」公募受付中

事業資金の3分の2を補助

経済産業省は、平成26年度補正「ものづくり・商業・サービス革新補助金」の1次公募を開始した。

同 事業は、国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関やよろず支援拠点等と連携して、革新的な設備投資やサービス・試作品の開発を行う中小企業を支援するものである。

「革新的サービス」、「ものづくり技術」、「共同設備投資」の3類型があり、「革新的サービス（一般型：補助上限額1,000万円、コンパクト型：補助上限額700万円）」、「ものづくり技術」（補助上限額1,000万円）、「共同設備投資」（補助上限額5,000万円（500万円／社））となっており、「革新的サービス（コンパクト型）」以外は設備投資が条件で、補助率はいずれも3分の2以内である。

対象要件は、認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・中小企業による共同体で次のいずれかを満たしていること。

(1)革新的なサービスの創出

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出等であり、3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

(2)ものづくりの革新

「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した画期的な試作品の開発や生産プロセスの革新であること。

(3)共同した設備投資等による事業革新

複数の企業が共同し、ITやロボット等の設備投資により、革新的な試作品開発等やプロセスの改善に取り組むことで、共同事業者全体の3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

【平成26年度補正ものづくり・商業・サービス革新補助金】

(1)事業の目的

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関やよろず支援拠点等と連携して、革新的な設備投資やサービス・試作品の開発を行う中小企業を支援します。

(2)補助対象要件

①「革新的サービス」

(ア)「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスであり、3～5年計画で「付加価値額」年率

3%及び「経常利益」年率1%以上の向上を達成できる計画であること。

(イ) どのように他社と差別化し競争力を強化するかを明記した事業計画を作り、その実効性について認定支援機関により確認されていること。

② 「ものづくり技術」

(ア) 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した画期的な試作品の開発や生産プロセスの革新であること。

(イ) どのように他社と差別化し競争力を強化するかを明記した事業計画を作り、その実効性について認定支援機関により確認されていること。

③ 「共同設備投資」

(ア) 本事業に参画する事業実施企業により構成される組合等が事業管理者となり、複数の事業実施企業が共同し、設備投資により、革新的な試作品開発等やプロセスの改善に取り組むことで、事業実施企業全体の3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%以上の向上を達成できる計画であること。

(イ) 事業管理者は、事業実施企業が出資した組合、共同出資会社又は事業実施企業が社員である社団法人であることが必要です。ただし、申請時には組合等を構成していなくても、交付決定までに組合等を構成する場合は、その任意グループの申請ができます。その場合、組合等として法人格を得た後、交付決定することとします。

(ウ) 組合又は共同出資会社（中小企業に限る）については、事業管理者として申請を行う以外に、事業実施企業として、補助事業に参画することができます。

(エ) どのように他社と差別化し競争力を強化するかを明記した事業計画を作り、その実効性について認

定支援機関により確認されていること。

(オ) 共同体内において、代表者が同一である、株式を支配している等、実質的（資本関係又は役員重複がある場合）に同一とみられる企業が2社以上存在する場合、申請できる社はそのうち1社とする。

(3)補助上限額

次の3類型より選択する。

① 「革新的サービス」

〈一般型〉1,000万円（設備投資が必要）

〈コンパクト型〉700万円（設備投資不可）

② 「ものづくり技術」1,000万円（設備投資が必要）

③ 「共同投資設備」共同で5,000万円（500万円/社）
（設備投資が必要）

(4)補助率

3分の2以内

(5)補助対象経費

機械装置費、原材料費、直接人件費、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家経費、雑役務費、クラウド利用費

※「革新的サービス」〈コンパクト型〉を除き、設備投資〔単価50万円（税抜き）以上の機械装置費の計上〕が必要です。

(6)募集期間

平成27年2月13日(金)～5月8日(金)

※当日消印有効

(7)申し込み・問い合わせ先

北海道中小企業団体中央会

〒060-0001

札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1.7

電話011-231-1919

全国青年印刷人協議会 第28回全国協議会開催される

全国青年印刷人協議会第28回全国協議会が、2月7日午後1時から東京都港区のホテルグランパシフィックLE DAIBAで、100余人が参加して開催されました。

協議会ではまず、全国青年印刷人協議会 大木議長をはじめ、ご来賓の経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課榎原龍史氏、全日本印刷工業組合連合会副会長臼田真人氏より、あいさつを頂いた後、この1年の事業報告がありました。

今期のテーマは『グローバル』。全青協ではグローバルを、「地域の資源を最大限に活用し、日本全国や世界をマーケットと捉え、地域活性プロモーターとして行動する」と定義しており、ブロック協議会で話されたグローバルセミナー基礎編のポイントを恵副議長から改めて説明がありました。また、ワークショップの総括では地域資源を見つめ直し、どういったプロモーションを行っていくか、その「コトづくり」を行うことにより、印刷業だからできる「地域活性プロモーター」になる形や、取引先の海外進出をサポートする「パートナー」となり、結果的に印刷物に繋がるという考え方を学びました。

次に、勝ち残り合宿ゼミ（第3期生）が昨年9月19日～20日に東京で開催され、(株)セントラルプロフィックスのカラーマネジメントやインライン検査装置による不良品ゼロの印刷品質の提供などの紹介、自社の決算書を用いた利益計画検討表の作成を行った報告を受けました。

基調講演では、流通経済大学の恩田守雄先生に「グローバル時代の地域づくりー地場産業の活性化ー」と題し講演をいただきました。地域づくりとは何か、グローカリゼーションの地域づくり、地場産業の活性化という点を鋳物産業、筆産業の事例を挙げ説明があり、地域産業としての印刷業は地域社会と相互関係を持ち、地域社会と一体となったオンリーワンの技術を持つ地場産業となつてはどうかという話を頂きました。

グローバル事例発表では、広島県では「けん玉ワールドカップ」をけん玉発祥の地である廿日市市で開催



し、行政、商工会などを巻き込んで駅前商店街を「けん玉商店街」としてけん玉の普及に努め、海外プレイヤーを誘客して宮島観光などを設定し観光地もPRし、地域活性を行っている事例や、サブカルチャーを利用したブランディング戦略の事例では、サブカルチャーはmade in JAPANの代名詞であり、日本好きの外国人にうける、オタクがSNSで世界に発信してくれるなどサブカルチャーを利用したメリットを聞くことができました。

そのあとのグループディスカッションでは、テーマを「東京オリンピック・パラリンピックに向け、外国人向けビジネスを考える」とし、2020年外国人観光客の来日人数を年間2,000万人にするという目標に合わせ、その観光客を地元へ呼び込む手法や商品を売り込む手法を議論しました。全国の観光ブースを集めて、ビックサイトなどでPRイベントを全青協主催で行う、外国人観光客が日本の生活に困らないように、シチュエーションごとの会話をまとめて冊子を作った事例（多言語対応）などさまざまな案が出て、大変参考になったという声が多く聞こえてきました。

協議会終了後は、懇親会・2次会と続き、ざっくばらんに語り、全国の仲間と懇親を深め、また新たな出会いもあり、半日と長い時間ではありましたが、大変有意義に過ごせたと思います。参加させて頂き、誠にありがとうございました。

【記】北海道印刷工業組合 青年部事業委員会 委員長 岡部信吾

全印工連CSR認定のご案内

第9回ワンスター認定募集（平成27年4月30日締切）

全印工連CSR認定の標準認定であるワンスター認定の第9回認定募集を行っていますので、これからCSRに取り組む方ならびに既に取り組まれている方も、ご利用ください。

Q CD（品質・コスト・納期）の競争から企業価値の競争へ。企業としての信頼性や社会的責任が問われる中、全日本印刷工業組合連合会（以下、全印工連）では、CSR（企業の社会的責任）研究の第一人者である横浜市立大学の影山教授監修のもと

と中小印刷業CSR規格を策定し、地域に密着したCSRに取り組み、顧客・社会から必要とされるパートナーとして成長する企業のCSR認定に取り組んでいます。（平成27年1月現在CSR認定企業は81社）

応募資格

全印工連CSR認定規格が定めるCSRの取り組みを行う企業

募集期間

平成27年2月1日(日)～4月30日(休)
※平成27年6月認定登録（予定）

申請書類

応募申込書の到着後、全印工連より申請書類をお送りいたしますので、次の①～⑤を提出してください。

- ①CSR取り組み項目チェックリスト
- ②法令遵守宣誓書（所定様式）
- ③納税証明書（税務署が交付した証明書）
- ④過去3年の行政処分がないことの宣誓書（所定様式）
- ⑤添付書類（CSR取り組み項目チェックリストで選択した項目を証明する書類）

認定の概要

ワンスター認定はCSR認定の標準認定であり、審査機関の横浜市立大学CSRセンターが書類審査を実施し、外部の有識者で構成する全印工連CSR認定委員会において認定します。認定企業は、CSRマークを自社の名刺やホームページ、顧客の印刷製品に表示することができます。認定取得後は2年毎に更新審査を行い、上位認定であるツースター認定を取得することも可能です。

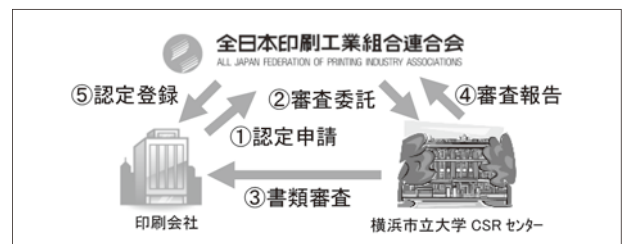
CSR認定証



ワンスター認定
CSRマーク



P-00000



認定費用

（単位：円・税込み）

従業員数	1～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～99	100～199	200～299	300～
組合員	50,000	55,000	60,000	70,000	80,000	90,000	100,000	110,000	120,000
組合員外	100,000	110,000	120,000	140,000	160,000	180,000	200,000	220,000	240,000

※認定費用は従業員規模により異なります。従業員数には従業員のほか役員も含まれます。

お問合せ

全印工連CSR認定事務局 TEL.03-3552-4571 [e-mail]csr@aj-pia.or.jp
詳細はホームページをご覧ください

全印工連 CSR

検索



パートタイム労働法がかわります

平成27年4月1日施行

平成27年4月1日から、パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）や施行規則、パートタイム労働指針が変わる。

パートタイム労働者とは

- ◆パートタイム労働法の対象となるパートタイム労働者（短時間労働者）とは、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」である。
- ◆「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」、「臨時社員」、「準社員」など、呼び方は異なっても、上記の条件に当てはまれば、「パートタイム労働者」として、パートタイム労働法の対象になる。
- ◆フルタイムで働く人は、「パート」などの名称で呼ばれていてもパートタイム労働法の対象とならないが、事業主はこれらの人についてもパートタイム労働法の趣旨を考慮する必要がある。

主な改正のポイント

①パートタイム労働者の公正な待遇の改善

- ◎正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大。
- ◎パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

②パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

- ◎パートタイム労働者を雇い入れたときは、雇用管理の改善措置の内容について、事業主が説明しなければならない。

③パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設

- ◎雇用管理の改善の規定に違反している事業主が、厚生労働大臣の勧告に従わない場合は、厚生労働大臣は事業主名を公表することができる。

①パートタイム労働者の公正な待遇の確保

(1)正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の範囲の拡大〈法第9条〉

有期労働契約を締結しているパートタイム労働者でも、職務の内容、人材活用の仕組みが正社員と同じ場合には、正社員との差別的取扱いが禁止される。

正社員と差別的取扱いが禁止される パートタイム労働者の範囲

〈現行〉

- ①職務の内容が正社員と同一
- ②人材活用の仕組みが正社員と同一
- ③無期労働契約を締結している



〈改正後〉

- ①、②に該当すれば、賃金、教育訓練、福利厚生施設の利用をはじめ全ての待遇について正社員との差別的取扱いが禁止される

例えば、有期労働契約をしているパートタイム労働者が、職務の内容も人材活用の仕組みも正社員を同じであるにもかかわらず、正社員に支給されている各種手当の支給対象となっていない場合は、改正後は、正社員と同様支給対象となる。

(2)「短時間労働者の待遇の原則」の新設〈法第8条〉

事業主が、雇用するパートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする、広く全てのパートタイム労働者を対象とした待遇の原則の規定が創設される。

改正後は、パートタイム労働者の待遇に関するこうした考え方を念頭に、パートタイム労働者の雇用管理

の改善を図っていくことになる。

**(3)職務内容に密接に関連して支払われる通勤手当は
均衡確保の努力義務の対象に〈施行規則第3条〉**

「通勤手当」という名称であっても、距離や実際にかかっている経費に関係なく一律の金額を支払っている場合のような、職務の内容に密接に関連して支払われているものは、正社員との均衡を考慮しつつ、パートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力、経験などを勘案して決定するよう努める必要がある。

2パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

(1)パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設〈法第14条第1項〉

パートタイム労働者を雇い入れたときは、実施する雇用管理の改善措置の内容を事業主が説明しなければならない。

パートタイム労働者から説明を求められたときの説明義務（法第14条第2項）と併せて、パートタイム労働者が理解できるような説明をしていく必要がある。

【雇入れ時の説明内容の例】

- ◎賃金制度はどうなっているか
- ◎どのような教育訓練があるか
- ◎どのような正社員転換推進措置があるか など

【説明を求められたときの説明内容の例】

- ◎どの要素をどう勘案して賃金を決定したか
- ◎どの教育訓練や福利厚生施設がなぜ使えるのか（または、なぜ使えないのか）
- ◎正社員への転換推進措置の決定に当たり何を考慮したか など

**(2)説明を求めたことによる不利益取り扱いの禁止
〈指針第3の3の(2)〉**

パートタイム労働者が法第14条第2項に基づく説明を求めたことを理由に、不利益な取扱いをしてはならない。不利益な取扱いを恐れて、パートタイム労働者が説明を求めることができないことがないようにすることが求められる。

**(3)パートタイム労働者からの相談に対応するための
体制整備の義務の新設〈法第16条〉**

事業主は、パートタイム労働者からの相談に応じ、

適切に対応するために必要な体制を整備しなければならない。

相談に対応するための体制整備の例

相談担当者を決めて対応させる、事業主自身が相談担当者となり対応する など

(4)相談窓口の周知〈施行規則第2条〉

パートタイム労働者を雇入れたときに、事業主が文書の付付などにより明示しなければならない事項に「相談窓口」*が追加される。

※相談担当者の氏名、相談担当者の役職、相談担当部署など

文書などによる明示事項

〈労働基準法で義務付けている項目〉

◎契約期間、仕事の場所・内容など

〈パートタイム労働法で義務づけている項目〉

◎昇給、賞与、退職手当の有無

◎相談窓口

(5)親族の葬儀などのため勤務しなかったことを理由とする解雇などについて〈指針第3の3の(3)〉

パートタイム労働者が親族の葬儀などのために勤務しなかったことを理由に、解雇などが行われることは適当でない。

3パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設

**(1)厚生労働大臣の勧告に従わない事業主の公表制度
の新設〈法第18条第2項〉**

雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主に対して、厚生労働大臣が勧告をしても、事業主がこれに従わない場合は、厚生労働大臣は、この事業主名を公表できる。

**(2)虚偽の申告などをした事業主に対する過料の新設
〈法第30条〉**

事業主が、パートタイム労働法の規定に基づく報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合は、20万円以下の過料に処せられる。

■詳細は、北海道労働局雇用均等室

（電話011-709-2715）へ問い合わせください。

叙勲おめでとうございます

山本勲氏（有）サンコー社）が双光旭日章、小出光雄氏（白滝印刷所）が瑞双光章を受賞

山本 勲氏（有限会社サンコー社会長・常呂郡置戸町）が平成26年4月29日、地方自治功勞として旭日双光章を、小出光雄氏（白滝印刷所代表・遠軽町白滝）が平成26年11月3日、消防功勞として瑞宝双光章をそれぞれ受章した。

平成27年1月26日に開催されたオホーツク支部平成27年新年交礼会の席上、両氏に松井支部長から記念品が贈呈された。



山本 勲氏（左）

小出光雄氏（右）

業 界 の う ご き

▶ 大明印刷株式会社社長に吉田拓一氏

大明印刷株式会社（小樽市新光4丁目9番16号）は、このたび、吉田昭八社長の逝去に伴い、新しく代表取締役社長に吉田拓一氏が就任した。

▶ 株式会社北海民友新聞社社長に伊藤正人氏

株式会社北海民友新聞社（紋別市南ヶ丘2丁目15番6号）は、このたび、新沼透社長が会長に就任し、新しく代表取締役社長に伊藤正人氏が就任した。

▶ 株式会社北海道機関紙印刷所社長に長谷川弘美氏

株式会社北海道機関紙印刷所（札幌市手稲区曙2条3丁目2番34号）は、このたび、郡司馨社長に代わり、新しく代表取締役社長に長谷川弘美氏が就任した。

The way of the Solution Provider



2015

北海道情報・印刷産業展

6/11 THU 木 12 FRI 金 13 SAT 土

AM9:30▶PM5:00

アクセスサッポロ

札幌市白石区流通センター4丁目3-55

公式セミナー

同時開催

6/11 THU 木 1 13:00~14:15 2 15:00~16:15 12 FRI 金 3 13:00~14:15 4 15:00~16:15

第56回 全国カタログ展 入選作品展 第66回 2015全国カレンダー展 入選作品展

- 主催 / 北海道情報・印刷産業展実行委員会
北海道印刷工業組合、北海道グラフィックコミュニケーションズ工業組合、北海道製本工業組合、北海道フォーム印刷工業会
北海道紙器段ボール箱工業組合、北海道印刷機材販売業者懇話会
- 後援 / 経済産業省北海道経済産業局、北海道、札幌市
- 協賛 / 印刷出版研究所、日本印刷新聞社、ニュープリンティング